

ワンズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワンズライフコンパス マンスリーニュース

～ 対 サイバ ー 攻 撃 訓 練 、 酒 気 帯 び 自 転 車 通 勤 、 労 基 署 の 送 検 例 ～

2025 / 11 / 27 320 号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 15%がニセの会議案内をクリック サイバー攻撃訓練で 東商

「日常的に目にするオンライン会議の案内メールでも、心当たりがない場合は注意を」東京商工会議所は、会員の中小企業 84 社 1146 人を対象に行った電子メールによるサイバー攻撃訓練の結果をまとめました。「オンライン会議への参加案内」を装ったメール内の URL をクリックしてしまった参加者は 14.9%に上りました。そのうち 31.0%が「怪しいと思ったが、開いてみないと判断できないと思った」としています。

訓練は 2019 年から毎年、偽装メールの内容を変えて行っています。各社が事前に提出した社員のメールアドレスに、訓練を請け負う会社から偽装メールを送信するもので、今回のメールでは、本文の「参加情報を確認する」という文字の下に URL を配置していました。

過去の訓練では、「偽の研修案内」のクリック率が 7.8%、「偽のシステム提供者からの通知」では 6.1%だったのに比べ、今回は倍以上となっています。東商では、企業の経営者や人事担当者に向けたセミナーの開催を通じ、従業員への啓発を呼び掛けていくとのことです。



II. 酒気帯び自転車通勤で事故は 通勤災害不支給に

通勤に自転車を利用している従業員が、帰宅途中に転倒してケガをしました。同僚の証言によると、その日は社内で軽くお酒を飲んだ帰りだったようです。通勤災害と認定されるのか、認定されたとして保険給付に影響はないのでしょうか。

道交法上、自転車は軽車両に分類され、酒気を帯びて運転してはなりません（法 65 条）。

事故発生の直接の原因となった被災労働者の行為が、道交法等の法令上の危害防止に関する規定で罰則の付されているものに違反すると認められる場合については、支給制限（労災法 12 条の 2 の 2）を行うとされています（昭 40・7・31 基発 901 号、昭 52・3・30 基発 192 号）。

軽い飲酒運転の場合ですが、通知では、通勤の合理的な経路および方法に関して、必ずしも合理性を欠くものとして取り扱う必要はないものの、諸般の事情を勘案し、

給付の支給制限が行われることがあることは当然としています（平 18・3・31 基発 0331042 号）。

なお、業務終了後、帰宅まで長時間が経過しているような際は、通勤と就業との関連性が否定され、通勤災害の給付がされないおそれがあります。

Ⅲ. 送検事例 休憩を与えなかった介護事業者 北九州西労基署

福岡・北九州西労働基準監督署は、労働時間が 8 時間を超える労働者に 1 時間以上の休憩時間を与えなかったとして、介護事業者と同社元施設長を労働基準法第 34 条（休憩）違反の疑いで福岡地検小倉支部に書類送検しました。

同社は、高齢者の見守りをしながら食事などを行っていた手待ち時間を、休憩時間とみなしていました。「昼休憩」として 1 時間を設定していましたが、労働者は、利用者の様子が見渡せるスタッフステーションのような場所で昼食を摂っていました。

北九州西労働基準監督署は、「昼休憩」は手待ち時間であり、休憩に当たらないとしました。実態は、利用者から着替えの手伝いなどのために呼出しがあった場合、対応しなければならない状況にありました。過去には労働者が実際に呼出しに応じたこともあったといいます。

介護職の労働者 2 人に対し、それぞれ令和 5 年 6 月 18 日と同年 8 月 13 日に休憩時間を与えていなかった疑いで立件しています。違反は同社を退職した労働者からの告発で発覚しました。使用者側から労働者に対し、昼休憩時に明確な待機命令があったかどうかにかかわらず、「実態として、休憩ではなく手待ち時間だった」と判断されています。

貴事業所においても、休憩時間としている時間が手待ち時間の労働時間となっていないか、点検をお願いします。

Ⅳ. 12 月のトピックス

- 住民税納期の特例を利用している会社は 12 月 10 日が納付日です
- 年末年始の社内体制確立・对外広報
- 大掃除



ワンズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワンズライフコンパス 営 業 日

2025 年 12 月 30 日から 1 月 4 日までを休業とさせていただきます

新年もどうぞよろしくお願いします